

壮警町就農者支援制度

壮警町就農者支援措置に関する条例

壮警町では、就農者に対して次のとおり支援を行います。

目的

農家戸数の減少や農業経営者の高齢化の進行など、担い手不足が深刻な状況にある中、壮警町内で新たに農業を営む者及び親の農業経営を継承する者に対して積極的に支援を行うことにより、担い手の確保を図り、本町農業の安定的な発展と活力ある農村社会の構築を目指します。

助成金等の交付

助成金等名	助成金等交付の対象経費	助成金等交付の基準	助成金等交付の期間	対象者
就農助成金	A. 農用地の取得に対する助成	年50万円を限度	就農開始時から1年以内	就農研修を修了した新規就農者
	B. 農用地の賃借料に対する助成	1/2以内で年10万円を限度	就農開始時から5年間	就農研修を修了した新規就農者
	C. 農業用施設及び機械等の取得に対する助成	年200万円を限度	就農開始時から1年以内	就農研修を修了した新規就農者及び就農後継者
受入農家指導謝金	就農研修の受入指導農家に対する謝金	月額1万円以内	就農研修開始時から1年以内	就農研修者（就農後継者）を受入れ、指導する農家

※就農開始から5年以上営農を継続しなかった場合は、就農支援助成金を返還しなければなりません。

※就農助成金のうちA・Bは選択制。

資金の貸付

資金名	資金の用途	資金貸付の基準	資金貸付の期間	対象者
就農研修資金	就農研修経費に対する資金貸付	月額8万円	就農研修開始時から1年以内	就農研修者（新規就農者）
		月額6万5千円以内	就農研修開始時から1年以内	就農研修者（就農後継者）

※就農開始から5年以上営農を継続した場合は、就農研修資金の返済が免除されます。

就農者の定義

◆新規就農者とは、農業以外の産業に従事（学生を含む）し、町内に就農を希望する年齢が18歳以上56歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有している方。

◆就農後継者とは、農業以外の産業に従事（学生を含む）し、親が町内で農業を営み、その経営を継承することが確実と見込まれる年齢が18歳以上46歳未満の方。

◆就農研修者とは、農業者資格を得るため一定期間農業研修を受ける新規就農者及び就農後継者。

※各項目すべて壮警町に住所を有していることが条件となります。